

# 利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

## 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業契約書（兼重要事項説明書）

### 1. 事業者

事業者名	甘楽富岡農業協同組合	住所（本所）	群馬県富岡市富岡 2 6 3 8 - 1
代表者名	代表理事組合長 茂木 一博	電話番号	代表 0274-62-0001

### 2. 事業の目的と運営方針

#### （目的）

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。

#### （方針）

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 3. サービス提供事業（ご利用事業所 JA甘楽富岡ふれあい福祉サービス）

事業部署	生活福祉部 福祉課	住 所	群馬県富岡市下高尾 462-2
福祉課長	茂木 則征	電話番号	0274-63-6422

第一号訪問事業 (介護予防訪問介護相当)	介護保険事業所番号	1 0 7 1 0 0 0 0 4 4
	住 所	群馬県富岡市下高尾 4 6 2 - 2
	管理者名	茂木 則征
	連絡電話番号 24 時間対応	TEL 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2 夜間休日 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2
	サービス提供地域	富岡市 甘楽町 下仁田町 南牧村

### 4. ご利用事業所の職員体制等

職 種（資格）	人 員
管理者	1 名
サービス提供責任者	2 名
介護福祉士	7 名（常勤 2 名、非常勤 5 名）
ホームヘルパー 1 級	0 名（常勤 0 名、非常勤 0 名）
ホームヘルパー 2 級	3 名（常勤 0 名、非常勤 3 名）

## 5. サービス提供責任者・訪問介護員（ヘルパー）

担当するサービス提供責任者・訪問介護員は、次のとおりです。

サービス提供責任者		連絡先	0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2
訪問介護員			

- ・サービスについて、ご相談や不満がある場合には、どんなことでもご連絡ください。
- ・事業者の都合により訪問介護員を変更する場合はサービス提供責任者から事前に連絡いたします。

## 6. その他

サービス提供者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 7. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、利用者の居宅（自宅）に訪問介護員を派遣し、下記の日常生活上のお世話を行うサービスです。（医療行為、年金等払戻、同居家族の食事等業務はできません）

身体介護	①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④更衣介助 ⑤身体整容 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬介助 ⑪自立支援・重度化防止のための見守り 等
生活援助	①調理 ②洗濯 ③掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の整理 等

## 8. 営業日・営業時間

営業日は、月曜日から金曜日です。ただし年末年始（12/30～1/4）を除きます。サービス提供時間は以下のとおりです。

時 間	曜 日
8：00～20：00	平日（月～金）・土曜・日曜・祭日

## 9. サービス利用基本料金および利用者負担

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費のうち各利用者の負担割合に応じた金額を負担していただきます。

### （1）第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービス（ひと月につき）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自) I	週1回程度の 訪問型サービス(独自) (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス (独自) II	週2回程度の 訪問型サービス(独自) (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス (独自) III	週2回を超える程度の 訪問型サービス(独自) (要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
各種加算	初回加算	2,000円	200円	400円	600円
	介護職員等処遇改善加算IV	所定単位×145/1000(1ヶ月につき)			

## (2) その他の費用

交通費（自動車） （通常の実施地域外の場合のみ）	サービス提供実施地域を越えてから往復距離 1 km あたり 30 円
その他 利用者の通院や買 い物に伴う費用	食材費、使い捨て介護用品、掃除用具、医薬部外品、その他サ ービスの提供に伴い必要とされるもの、訪問介護員の交通費、 利用者又は家族の同意を得てその実費をご負担いただきます。

## (3) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過する上記各種サービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

## (4) 利用者負担金等の支払

月末締め切りの翌月 25 日（ただし、25 日が休日の場合は翌営業日とする）とし、支払方法は次の通りとします。

- ①契約者（又は代理人）名義の当組合貯金口座からの振替（貯金口座振替依頼書に基づく）
- ②ご家族による当組合管内 支所窓口へ納入
- ③当組合貯金口座への振り込み（振り込み手数料はお客様負担でお願い致します）

振込先 群馬銀行富岡支店 普通 No. 0183369  
口座名義人 甘楽富岡農業協同組合

## (5) キャンセル

キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の 2 日前まで	かかりません
サービス利用日の前日	利用者負担金の 50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（2 日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL 0274-63-6422
----------	------------------

## (6) 緊急時（自然災害・感染症）の対応について

自然災害（地震・台風・大雨洪水・大雪等）や感染症が発生し通常 서비스가 困難だと判断した場合、利用者・従業員の安全を第一に考え、当事業所の BCP（業務継続計画）に則り、サービス提供の中止や日時の変更を行う場合がございます。

## 10. 介護計画の作成とサービス記録

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供事業類別に訪問介護計画等の介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ②事業者は、介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

## 1 1. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

J A 甘楽富岡生活福祉部 福祉課長	茂木 則征	TEL 0274-63-6422
サービス提供責任者		TEL 0274-63-6422

関係市町村等相談窓口連絡先

富岡市 TEL 0274-62-1511	下仁田町 TEL 0274-82-2111
甘楽町 TEL 0274-74-3131	南牧村 TEL 0274-87-2011
国民健康保険団体連合会 TEL 027-290-1323	

## 1 2. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
利用者様自宅電話番号		
介護支援専門員	氏名	
	連絡先	

当事業所は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に故意・過失がない場合は、この限りではありません。

## 1 3. 秘密の保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

## 1 4. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

## **15. 身体拘束等の原則禁止**

- (1) 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

## **16. 第三者評価**      実施なし

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業契約書

J Aふれあい福祉サービスの居宅サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

## (サービスの種類と変更)

第2条 事業者は利用者に介護保険の対象となる次のサービスを提供します。

### ① 第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当サービス】

## (介護計画書の作成、交付)

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、解決すべき課題の把握を行うとともに、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防プランに沿って、「介護計画書」を作成します。

2 事業者は「介護計画書」を作成・変更した場合は、利用者に説明し同意を得た上で、「介護計画書」を交付します。

## (契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

2 利用者から更新拒絶の意思表示がされた場合は、事業者は、利用者の必要に応じ、他の業者の情報を提供するなどの措置をとります。

## (利用者負担金等)

第5条 サービスに対する利用者負担金等の基準は、「重要事項説明書」に記載するとおりとします。契約期間中に関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

## (利用日の中止・変更及びキャンセル料)

第6条 利用者は、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、利用日の2日前までに事業者に連絡するものとします。

2 前日または当日に利用の中止の連絡があった場合は、「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

## (サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを5年間保管します。

2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

### **(守秘義務等)**

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

### **(苦情対応)**

第9条 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

### **(契約の終了)**

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要介護と判定された場合

(3) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(4) 第4条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合

(5) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### **(利用者の解約権・解除権)**

第11条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

(1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が、守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### **(事業者の契約解除)**

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

(1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) サービス利用料金の支払いが3か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずその期間内に支払いがない場合

(3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

### **(損害賠償責任)**

- 第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

### **(協議事項)**

- 第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

# 個人情報使用同意書

## 1. 使用する目的

### (1) 内部での利用

- ①介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
  - 1)入退所等の管理
  - 2)会計・経理
  - 3)事故等の報告
  - 4)介護サービスの向上

### (2) 他の事業者等への情報提供

- ①事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
  - 1)当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）や紹介への回答
  - 2)その他業務委託
  - 3)家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち、
  - 1)保険事務の委託
  - 2)審査支払機関へのレセプトの提出
  - 3)審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償などに係る共済連等への相談又は届出等

### (3) 上記以外の利用

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
  - 1)介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 2)学生の実習への協力

## 2. 利用範囲

### (1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業者等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

### (2) 行政機関等への対応として義務づけられているもの

- ①市町村による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立入検査等への対応
- ④市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡

### 3. 使用する期間

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から J A介護サービスの契約終了まで

### 4. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) J Aが定める個人情報保護方針および規程等を遵守すること。
- (4) 個人情報使用にあたり、予め利用者及びその家族の同意を得るものとする。

- 1、私は、居宅サービス利用基本契約書並びに、サービス内容および重要事項の説明を受け同意しました。
- 2、私（利用者及びその家族）の個人情報については、記載内容のとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

本契約及び同意書を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

○利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

ご家族（または代理人） 住所\_\_\_\_\_

本人との続柄または関係

氏名\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）

○事業者 甘楽富岡農業協同組合  
代表理事組合長 茂木 一博

説明者 氏名\_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

初回説明事項からの変更

変更事項：\_\_\_\_\_月\_\_\_\_日説明

変更事項：\_\_\_\_\_月\_\_\_\_日説明

変更事項：\_\_\_\_\_月\_\_\_\_日説明

変更事項：\_\_\_\_\_月\_\_\_\_日説明